

## 第 6 回企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 26 日 (木) 10:10 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員  
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)  
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、平野産業統計室参事官補佐ほか 1 名)  
事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

### 5 議事録

美添部会長

ただいまから「第 6 回企業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続き「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について」であります。

本日の部会は 12 時までを予定しております。

はじめに、調査事項、集計事項など、残りの論点について、順番に審議をお願いいたします。その後、残りの時間で、答申骨子案について審議をお願いします。

それでは、本日の配付資料の確認、併せて 6 月 13 日に開催された前回部会の結果概要について、事務局から説明をお願いします。

吉田企画官 それでは、議事次第をめぐっていただきますと、今回、資料は、資料 1 ~ 3 までと、参考といたしまして 1 ~ 6 を付けてございます。

資料 1 であります「平成 21 年度経済センサス - 基礎調査の準備名簿整備の概要」というペーパーです。

資料 2 ですが「平成 21 年度経済センサス - 基礎調査新規調査事項に係る結果表様式 (案)」でございます。

資料 3 ですが「経済センサス - 基礎調査の今後の検討について」という 1 枚物のペーパーでございます。

それから、参考といたしまして付けてありますが、参考 1 は、前回資料 2 - 8 ということでお付けいたしましたけれども「基礎調査における『事業所の事業者の種類・様態』欄の様式について」でございます。

参考 2 といたしまして、これも前回の資料 2 - 5 ということでお配りいたしました「平成 18

年事業所・企業統計調査における産業分類格付の手順」です。

参考3と4ですが「商業統計調査・工業統計調査における産業分類格付け方法について」ということで、これも前回、資料2-6、2-7ということでお配りしたものでございます。

参考5が、前回の企業統計部会の議事概要でございます。

参考6が論点整理、論点メモということでお配りをしております。確認をお願いいたします。  
美添部会長 よろしいでしょうか。

吉田企画官 参考5をご覧くださいと思います。前回の部会の結果概要でございます。

「5審議の概要」からご覧ください。前回、第1回の部会でありますけれども、委員から出されまして部会長の方で整理していただきました論点メモに従いまして、個々の論点ごとに、調査実施者からの論点に関連する、第1回部会で各委員から出されました考え方等についての説明を踏まえまして審議が行われたということでありまして、主な意見等を以下に示してございます。

まず「調査事項関連」ということで、経済センサス-基礎調査につきましては、事業所・企業統計調査の機能を踏まえた調査計画ということで調査事項の説明が行われましたけれども、18年の事業所・企業統計調査にあって今回の基礎調査にない事項について質問等を行いました。その中で「決算月」「持株会社か否か」については新規の調査事項としておりますけれども、「登記上の会社成立の時期」「平成13年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況」「電子商取引の状況」について調査事項としなかった理由は何なのかというお尋ねがありました。

これについては、枠組みの中で、今回の調査については、母集団情報の整備に特化するということであって、取り入れなかった3つの事項につきましては、個別情報という判断があって入れていないというふうな回答をいただいております。

それから「調査方法関連」でありますけれども、調査客体に事前に調査概要等を送って、回答の方法を何にしますかという回答をもらうという確認の手順についての説明があったわけですが、返信の葉書がない場合、どういう扱いかということで、実施者の方からの説明では、事業所がなくなったという扱いだという説明に対して、郵便物が届かない場合は、廃業とか移転とかによって届かない場合と、単に住所が変わっているということで届かないケースもあるのではないかとというふうな質問がございました。

これに対して、調査実施者からは、受持ち調査区を調査員が巡回して客体を確認するというところで、廃業、移転などのケースについては新設事業所として把握されるので大丈夫というふうな回答をいただいております。

それから、行政記録から加えた調査客体、行政記録客体とっておりますけれども、その調査については、SOHOなどオートロックマンションの1室で営業している事業所が多いので、これまで外観で捕捉することはできなかった調査客体を、今回調査員調査で捉えるのは難しいのではないかと。調査員調査においても、郵送調査とかオンライン調査を導入すべきではないか、そういった工夫をすべきではないかという質問がありました。

これにつきましては、本調査に向けて、データのクリーニング等によって、準備名簿から廃業した事業所を取り除くといった作業を行います。それから、マンションの管理組合などに対する調査協力要請を行う、あるいは広報を充実するといったことで対応するというお答えでありました。

それから、企業のセキュリティーも非常に厳しくなっている。調査に行っても、企業の担当者  
とアポが取れていなければ受付で通してくれないということで、事前に企業の窓口担当をはっきり  
させておく必要があるのではないかという御意見がありました。

それから、調査員が行政記録客体を探すのは大変である。1次試験調査結果によると、行政記  
録客体対象となった828のうち493は休業、存在しない、あるいは活動状態が不明であるという  
状況でした。こういったことから、昨年まで営業していたとか、あるいはビル名とか、部屋番号  
といった情報も必要ではないか。要は、準備調査名簿をいかに精緻に作成するかということが調  
査員事務の負担軽減につながるのではないかといた御意見をいただきました。

それから「産業分類関連」でありますけれども、平成16年の事業所・企業統計調査と商業統計  
調査の同時実施がされたわけではありますが、その結果データによる格付状況でどれくらい一致し  
ているかということで資料の説明がありましたけれども、それについては、商業統計調査のデー  
タを事業所・企業統計調査に反映させているので、2つの調査の格付の一致率が高くなるのは当  
然ではないかという御意見がありました。

今回、事業所・企業統計調査と商業統計調査、工業統計調査、それぞれの調査結果の比較など  
を踏まえて、再度審議をいたしますということになります。

それから、調査票の設計につきまして、日本標準産業分類の改訂に対応して、付加価値を代替  
する指標の1つである従事者数を取るという設計になっているんですが、製造業などにおいては、  
必ずしも従業者の多寡から付加価値が的確に把握できないのではないかと。それから、従業者数に  
よって付加価値を的確に把握できるのかどうか、実証的な検証が必要ではないのかといった御意  
見もいただきました。

それに関連してですが、売上高から原材料費を引いたのが付加価値なのだから、その付加価値  
の構成部分は雇用者報酬と営業余剰と大きく二分されるけれども、そうすると、雇用者報酬を従  
業者数で代替したというふうな解釈もあるのではないかといた御意見もいただきました。

以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

ただいま確認いただいた結果概要で何かコメントはございますか。私から確認をさせていただ  
きたいのですが、1ページ目の「調査方法関連」の最初の項目で、郵便物が届かない場合、移転、  
廃業等のほかに、住所が不備等、不備というのは、ビルの中のフロアであるとか、部屋の番号が  
ないというケースで捕捉できないものがあるという発言です。「調査方法関連」の最後の項目で  
も同じことをまとめてあるのですけれども、最初の項目は、受持ち調査区を調査員が巡回して、  
発見した場合には、新設事業所として把握されるという回答でしたか。調査区内で移動してい  
たら、従来の手続だと新設・廃業ではないわけですね。

総務省（高見課長） ここでは、従来の手続とかいうことではなく、調査員が調査地域をくまな  
く探して新設事業所を見つける作業の中で発見することができるということです。

美添部会長 そういう意味ですか。名簿が不備であったとしても、見つけたものについては把握  
されるということですね。そういう整理であれば、私の理解が違っていたかもしれません。

それでは、本日の議題に移りますが、時間配分を事務局の提案として次のようにさせていただ  
きます。まず「2 経済センサス - 基礎調査の計画の承認」のうち、産業分類関係など、前回積み

残しがあつた調査事項及び調査方法について、この部分まで約 50 分を用意しております。次の（４）集計事項と（５）その他、３番目の事項である「経済センサスの実施に伴い廃止される各種統計調査との関係」の部分までで 30 分程度を配分いたします。残りの時間を使って、答申骨子案について議論をお願いするといたします。よろしいでしょうか。

それでは、前回の部会で審議が途中で終わりました事項に移ります。産業分類格付に係る調査票の設計、これまでの事業所・企業統計調査結果と商業統計調査及び工業統計調査における産業分類格付の一致状況、３番目に、準備調査名簿整備の点がありました。

議論の前に、付加価値を把握するための代替指標として、事業所従業者数を用いることが提案されております。これについては、昨年日本標準産業分類改訂作業の中で、どのような考えの下で審議が行われ、結論が得られたのか、その経緯をもう一度整理していただくことにいたしました。吉田企画官から説明をお願いします。

吉田企画官 それでは、前回説明させていただいたんですが、昨年 11 月に日本標準産業分類が改訂されまして、その際、一般原則についても見直しが行われましたということで、幾つか改訂が行われましたが、その中に、事業所において複数の大分類項目にまたがる経済活動が行われている場合の、当該事業所の産業の決め方についてということも見直しがされた。

従来、生産される財貨とか、取り扱われる商品または提供されるサービスの収入額、または販売額の最も多いものとなっていたわけでありまして、それを国連の国際標準分類にならって、原則として販売または出荷する財、あるいは他の事業所または消費者に提供されるサービスの付加価値によることとされました。

国際標準産業分類においてもそうなのですが、個々の付加価値の情報を入手することは実際上困難な場合が多いということでありまして、それに代替する指標でもってやりましょうというふうになっております。

今回の改訂におきましても、原則、付加価値で取るのが最良である。しかしながら、なかなか難しいので、代替する指標として、算出額とか販売額、サービスからの収入額とか、従業者数とかいったものでやりましょう、付加価値によって決定するのが最良であるんだけど、実際上困難な場合には、いろいろな要素を加味して決定しましょうということになったということです。

昨年の 4 月から産業分類部会でいろいろ審議されましたけれども、この部分については 2 回ほど部会が開催されまして、議論されました。その部会の状況を紹介させていただいて、どういう議論がされたかというのを御理解いただければと思います。

席上お配りいたしましたのは、26 回目の部会において舟岡先生から出された資料であります。特定領域研究で行った研究の成果ということで説明をいただきました。これは財務省の法人企業統計を基につくられた資料でございます、2005 年の数値と、2005 年に至る 5 年間の数値を見まして、平均値などの数字を出しておられます。

ここで舟岡先生もおっしゃったのが、付加価値率を見てもらうと、製造料については 20%前後で大きく変わっていないけれども、２段目の卸売業は 7%台で、付加価値が同じであっても、卸売活動ならば売上げは 3 倍ほどになる。企業がどのような売上げ構成であるかによって格付を行おうとすると、卸売業を営んでいる企業の場合には、売上げベースならば、かなりの企業が卸売

業に格付されてしまう。これでは問題があるのではなからうかというふうな御説明がありました。

それから、付加価値率に代わる指標として、売上高の営業利益率というところを見ますと、これも産業によって大きく違うということではありますが、従業者1人当たりの付加価値額で見ると、そんなに違いはない。600万から800万というところで動いているのではないかということでもあります。労働装備率の高い産業については、1人当たりの付加価値額が多いという結果になっているという説明をいただきました、その資料を基に議論をされました。

中で出た意見等を幾つか紹介いたしますと、このペーパーを見ましての話ですが、付加価値率に代わる指標として、売上高の営業利益率で見ると、産業によって大きく違う。先ほど言いましたけれども、従業者1人当たりの付加価値額で見ると、1人が稼ぐ額は産業でそんなに大きな違いはないということです。

それから、企業が余り多角化していないころにあつては、収入額、出荷額を代理指標とすることについては問題もなかったのだけれども、売上高をもって産業を決めていました。それが基準というふうな形で定着してしまったのではないかということ。

それから、例えば、製造業の中の多角化ということであれば、売上高でほぼ付加価値額を代理できるんだけれども、昨今のサービス化の進展に伴って、さまざまなサービス活動を展開しているといったときには、そういった活動を売上高で比較して分類するのは適当ではないのではないかと。従業員とか設備といったものを考慮すべきではないのかという意見もありました。

それから、産業分類の原則というのは、産業が付加価値を生み出す活動であるということを見ると、付加価値によるのが本筋である。しかしながら、個々の事業主体にわかるかどうかというのが問題である。

現実の分類を行うときの対応としては、例えば、従業員数などの代替的なものでどの程度カバーしていくかということが問題なのではないかといった意見もありました。

それから、原則的には付加価値で測るのは当然である。ただ、事業所で付加価値額がわかるのか、非常に難しいのではないかと、企業ならわかるんだろうけれどもという意見もありました。

それから、売上高、収入額が絶対的な基準としてひとり歩きして、売上高が多いから、そちらに格付すべきという適用の仕方は余りよくないのではないかと。本来の原理原則に立ち返って、収入額、販売額、出荷額等が格付に際してのすべてではないということも考えるべきではないのかということです。

1つの例として、かつてのソフトバンクの話がありました。ここは情報通信業務を行っているんですけども、卸的な出版業も行ってた。卸売業の付加価値率は約7%、情報通信業だと50%近くある。売上高でいって7対1ぐらいで付加価値額がほぼ見合うぐらいになる。これを売上高で格付すると、かつてのソフトバンクは出版業、あるいは卸売業になってしまう。余り適当ではないのではないかと意見等が出されました。済みません。最後のソフトバンクの話は今、お配りした資料では見られません。

要は、事業の種類によって販売額、売上額に対する付加価値の割合が大きく違う。この大きく違うものをもって格付基準とするのは適当ではないのではないかと。そういう意味で、従業者というのが、それに代わる、比較的適当な指標なのではないかということで、部会の方は終わっております。

それでもって、一般原則を変えましょう、原則として付加価値によるのを最良としますけれども、なかなか難しいので、その他、代替指標でもってやりましょうというふうな決め方がなされたわけでありませう。

ただ、代替指標をどういう形で、どういう順番で適用するのかという問題が残る。大分類に係る産業については、各府省がそれぞれ所管している。それぞれの所管で付加価値による原則を実際に適用するとき、それぞれ違った適用の仕方をする、ある事業所については重複して分類され、重複して調査がされたり、あるいはどこからも調査されなかったりといった問題が生じる恐れがある。

大分類について、特に基準を明確にして格付をする必要があるということで、指針なりが必要なのではないかということで、昨年12月からこの3月にかけて、部会長でありました舟岡先生を中心にいただきまして、部会で議論をいただいた先生方、各府省に集まっていたいで、改訂日本標準産業分類の適用に関する研究会を開催いたしました。その中では、鹿島とか、ルネサステクノロジとか、企業に幾つか来ていただき、企業活動の内容ですとか、業務の内容等、ヒアリング等行いながら議論していただいたということであります。

当然、その部会での議論を踏まえた形になりますが、それを踏まえて事務局で作成いたしました案を示して検討して、先ほど来申しておりますように、代替指標の適用の順序といたしましては、従業者の数ということであります。

その案というのが、そのまま読み上げる形になりますが、まず1番目に、複数の大分類項目にまたがる経済活動を行っている場合の大分類の決定に当たっては、行っている経済活動を大分類項目ごとにまとめ、原則として付加価値額の最も多いものによって決定するが、付加価値によるものが事実上困難である場合には、その経済活動に従事する人、従事者の数が最も多いものによって大分類項目を決定する。

次に、その大分類項目に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その経済活動により生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額または提供されるサービスからの収入額の最も多いものによって中分類を決定する。

以下、中分類項目と同様の方法で小分類項目、細分類項目を決定する。

なお、中分類以下の産業を決定するに当たっては、非営利的活動のように、生産される財の産出額とか、取り扱われる商品の販売額または提供されるサービスからの収入額を比較することが不適当と思われる場合には、その活動に従事する人、従事者の最も多いもの、あるいはその経済活動に使用される設備によって決定するというふうな整理をいたしまして、各府省に持ち帰っていただき検討していただき、研究会の場で、これでいきましょうということで、経産省からも、売上げで格付したときに違う産業に格付されるという不都合も生じておりますというような実際の話もいただいたりということで、この指針、方向でいきましょうかということが決められたということであります。

ただ、一部の府省にあっては、従来から売上高でもって分類の格付はやっている、変更されたからといって、直ちにそれでもって対応するのは難しい、記入者の方も混乱するのではないかと、だから、試験調査等を実施した上で、それがうまくいくのかどうかを見極めた上で適用する必要があるのではないかとというふうな御意見もいただいているところであります。

以上が部会からの議論の状況とか、昨年末からの研究会での適用に関しての指針づくりの概要でございました。

美添部会長 以上、分類部会でどのような議論が行われてきたか、説明をいただきました。

配付された資料は、舟岡部会長が分析した結果を提供していただいたということです。この資料と、調査票の設計についての参考1に基づきまして、各産業の格付をするために、どのような調査票を設計すべきか、御意見を伺いたいと思います。

塩路専門委員 質問させていただきます。売上高に問題があり得るということはよくわかったのですが、その一方で私が気にしていますのは、試験調査のときに、この項目の回答率がほかに比べてやや低かったかなという記憶がありまして、余りに多くの事業所がどこに分類されるのかわからないという状態でいくというのもまたもう一つ問題があるのかなと思います。

どういふふうに質問を設定したら一番答えてもらえるのかなという観点で考えて、企業というか、事業所によるのだらうと思います。大企業ですと、これだけの人が販売業務に従事しているとか、これだけの人たちはこれをつくっていったということが比較的明確に分業されているケースが多いと考えられるわけです。したがって、従業員で答えるというのはさほど負担が大きくないと考えるわけですが、例えば、零細な、極端な話、おばさんが1人でやっているようなたばこ屋さん、たばこのほかにもいろいろ売っているというような例を考えた場合に、従業員数で分類してくれと言われても、なかなか難しいのではないかと。あるいは2人でやっている場合もまたそうでしょう。1対1になったときに、どっちが多いのだということにもなります。

その辺のことを考えると、答えやすさという観点からもう少し検討してみる必要があるのではないかと思います。答えやすい方で答えてくださいというような質問の仕方が可能かどうかよくわからないのですけれども、例えば、従業員で答えてほしいんだけど、従業員数で答え切れない場合には、何か別の基準で答えてもいいような形にするということが、質問票のスペースの関係もあるので難しいかもしれないのですけれども、可能かどうかをお伺いしたいと思います。

美添部会長 これは実施者にお答えいただくのが適当でしょうね。

総務省（高見課長） 私共も同じ問題意識を持っております。まず、今、2次試験調査でやっております方法で果たして客体が理解して書いてくれるか、あるいは、そのときに調査員に対して、これでは書けないという苦情があるかどうかということについて検証をしたいと考えております。その上で、最終的には、従事者数では書けないという声が多ければ、前々回の部会で申し上げたように、元の形に戻すというのも視野に入れて検討しているところです。

今、御指摘のあった、原則従事者数で書いてもらいたいけれども、それによりがたい場合は売上高で書く、ということ調査票の中に書き込むことはスペースの関係で難しいと思いますが、そういった注釈を別冊で配ります「記入の仕方」で入れるということは可能だと思います。

美添部会長 もう一点、試験調査で非回答が多かったという印象ですが、試験調査は非回答が高いのは当然の結果ですけれども、実施者として、高いという認識はありますか。

総務省（高見課長） 特に高かったという認識はないのですが、多分、マークを書いたり数字を書いたりする項目に比べて、文字で書く項目はやや面倒なので、特に試験調査においては記入率が低くなるということは当然起こり得るものだと思います。

美添部会長 私も、特段問題というほど大きかったという認識はしていないのです。

ほかに質問等ございますか。基本原則は、何度も紹介していただいたように、付加価値であり、実際にどの方法を使ったらやりやすいかということが検討の課題です。先ほど事務局からも明快に整理していただきましたが、中分類以下は売上げを使う。舟岡部会長が分析した結果を見ても、特に製造業の中になりますと、売上高、付加価値率は業種によってかなり違うわけですから、中分類以下は必ずしも従業員によることは適当ではない。これは最初に佐々木委員が指摘されたこととも一致している内容だと思います。

参考1の設計について、もう少し御意見をいただきたいのですが、高見課長が言われたように、ただいま第2次試験調査を実施中で、感触を得られるとしても、あと2週間後ぐらいでしょうか。7月18日に予定されている次回の会合では間に合わないでしょうか。

総務省（高見課長） 7月の中旬には調査員と一緒に回収に回るということを我々も予定していますし、都道府県、市区からも、この部分については早目に感触を知らせてほしいと言ってありますので、7月の中旬であれば報告は可能だと思います。

美添部会長 そうすると、やや綱渡りのなところがありますが、原則は、参考1で言う表1が原案のとおりとして、もし試験調査の実施状況において、これでは難しいという声が強かった場合には、表2にある従来の設計に戻す余地を残しておきたいと思います。

私は、最初は表3が素直でよいのではないかと考えて、実施者からもこれを提案していただいたんですが、試験調査が十分できていない段階で、原則に基づいたとは言いながら、表3の方法を導入するのは、やや危険かなという判断に私も変わってきました。ほかに支持者がいれば残りますが、強く推したいと言った本人である私は、これを積極的に推さなくてもいいような気分になってきております。ということで、私の提案としては、表1、原案を原則としながら、試験調査の結果を見て、次回、または最終回にこの設計について結論を出していただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。経産省、お願いします。

経済産業省 今、お話があったように、試験調査の結果を待つて整理するというところでよろしいかと思いますが、前々回も申し上げましたように、21年調査の一義的な目的は23年の調査に必要な情報をきちっと整備をすることになっているわけでございます。繰り返しになりますけれども、そうしますと、23年の産業別調査票の配り分けというところに有益な情報を21年のところでできるだけ精度高くとらまえるというか、事業所の格付情報として整理ができ得ることが最大の目的だと思います。その観点から考えますと、前にも申し上げているように、最低、大分類のところについて、できるだけ精緻化した形の把握に最大のウェイトがあるのではないかと思いますので、案の3のように、(1)のところでも全アクティビティーの活動をマークをつけていただいた上で、その中で格付をすべき主業について、やはりここで明示をするということの方が、より精度的には望ましいのではないかと考えてございますけれども、いかがでしょうか。

美添部会長 私も全く同意見なのですが、ただ、試験調査の経緯がわからないという時点で不安があるので、表3にこだわらないという表明を試みたくてです。筋は今井さんのおっしゃるとおりで、原則からしても、設計からしても、表3が極めて素直であり、今後はこれを導入したいと考えています。試験調査が十分実施されていない段階ですので、無理をして記入の精度が落ちることを避けたいというのが本音です。いずれにしても、心強い発言をいただきましたので、



次回、あるいは次々回に、この問題について結論を出すことにしたいと思います。事務局、この手順でよろしいでしょうか。

事務局 一応、方向性としては、今、座長がおまとめいただいた方向性で特に事務局は異存ございませんが、1点、塩路先生の御発言をサポートするという意味で、塩路先生の御発言の趣旨を説明いたしますと、前回の資料の中で、例の調査事項別の記入状況というところにつきまして、会社全体の主な事業の種類のところが若干他に比して回答数が少なかったという御指摘だと思いますので、その分も含めまして座長と御相談しまして、今、おっしゃったような方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

塩路専門委員 販売額というふうに聞かれると、それは帳簿を見ないとわからないけれども、そこまでするのは嫌だというような反応もあるかもしれないので、そこも含めて御検討いただければと思います。

美添部会長 よろしいですか。高見課長。

総務省（高見課長） 今日、新たに配られた資料を見ていて思ったのですが、先ほど吉田さんがおっしゃったように、製造業と卸売業を比較すると、売上高付加価値率と従業者1人当たり付加価値額の差を見ると、従業者1人当たりの方が近いということには確かになるんですが、例えば、製造業と非製造業で比較すると、売上高付加価値率の方が近いわけです。また、大分類によって、売上高を使った方が付加価値率に近くなるという産業もあるわけです。それを含めて全部、従業者、従事者を使うのがいいかどうか。

それから、製造業と卸売業だけがもし問題であるのであれば、私共の調査票の設計で、4の(4)欄というのがございまして、製造業と卸売業を両方言っている場合には、また別途マークをすることによって、それがどういう業態なのかというのがわかるように設計されておりますので、そこを使って製造業なのか、卸売業なのかというのを別途決めることが可能と考えておりますが、製造卸以外にも問題があるような業種の組合せがあるのでしょうか。先ほどのソフトバンクのような例もあるのでしょうかけれども、逆にそうでない、従事者数を使うことによって、逆に本来の趣旨に外れる例もあると思うのですが、その辺りはすべて分類部会で検討された結果がこうなっているという理解でよろしいのでしょうか。

美添部会長 基本的にその理解でよろしいですね。

吉田企画官 そうですね。

美添部会長 いずれにしても、あと1回は時間があります。引き続き検討をお願いします。

菅委員、お願いします。

菅専門委員 1つだけ教えてほしいのですが、ここで言っている付加価値のときに、補助金の取扱いは、これは間接税マイナス補助金を入れた付加価値なのか、そういうのは特に検討はしていないのか。

美添部会長 企業の付加価値は、どちらの定義でしたか。売上げマイナス費用ではなく、積み上げの方でしたか。

西郷専門委員 覚えていないですけれども、多分、話し合いの中では特に間接税とか、そういう話は出てこなかったように記憶していますので、売上げマイナス費用という意味での付加価値というふうに理解しています。

美添部会長 菅委員の質問は、例えば、農業について差が出るのではないかということですか。

菅専門委員 例えば、補助金の取扱いによってどうなのかなとか、そういうのを今、考えてみたんです。特にそういうことに関して議論はなさってはおられなかったということですか。

美添部会長 この段階では事務局は把握していないようです。必要でしたら、次回までに確認していただくことにします。

菅専門委員 間接税と補助金の取扱いとかでどうなのかなということを今、思ったんですけども、特に確証があるわけではありませので、付加価値といっても、要素費用表示と市場価格表示があるので、恐らく市場価格表示で今、ここは議論しているという点を確認したかったということです。

美添部会長 確認は結構ですが、事業所、あるいは企業が記入するために、どちらの概念がわかりやすいかという視点ですね。

菅専門委員 そうです。例えば、先ほどの従業者という考え方でいくと、どちらかという要素費用表示に近い感じで考えているのかなとも思ったんです。

美添部会長 わかりました。要するに、国際的な基準である付加価値について詳しい定義があるのか、漠然とした付加価値であれば十分なのかということですね。

菅専門委員 要するに、売上高に近いという、先ほど高見課長がおっしゃったような感じでいくと、どちらかという市場価格表示的な感じなのかなという気もしますし、従業者という方法という、どちらかという要素費用表示に近いのかなと思ったということです。

美添部会長 細かい定義は本質的な論点とは思えないので、先に進ませていただきます。

総務省（高見課長） 先ほど申したように、売上高を使うにしても、従事者数を使うにしても、逆に付加価値より遠くなってしまう可能性があるのですが、その場合、案1、案2のどちらの設計になるにしても、4の（4）欄の設計に若干影響する可能性があります。今、この場でお示しいただかなくても結構なのですが、次回の部会で結論を得るまでの間に、こういう場合は何らかの注釈の追加が必要とかいったことを、分類の御専門の観点から、後で事務局から教えていただければと思います。お願いします。

美添部会長 卸売業と製造業の区分について、何らかの議論が行われたか。

総務省（高見課長） 製造と卸に関してはわかりましたけれども、それ以外に、こういう組合せのときには逆になってしまう可能性があるということがあれば、そこを4の（4）欄の設計によって改善することはできると思いますので、どういった場合が問題になるかというのを教えていただければと思います。

美添部会長 その設計に変更を検討されるのであれば、次回に修正可能性を含めた提案を出していただけますか。

総務省（高見課長） はい。具体的には、多分、4欄自体はそれほど変わらなくて、4の（4）欄に書いてもらう選択肢が変わるということになると思います。

美添部会長 お手元に調査票がないとわかりにくいかもしれません。

総務省（高見課長） 参考2をご覧いただければ、それに近いものがございます。18年事業所の調査票ですけれども（3）欄と同じようなものが4の（4）欄にありまして、今回、4の（4）欄は、数字を選ぶのではなくて、数字を別に配った「記入の仕方」のリストの中から数字を選ん

で記入欄に記入してもらおうという様式にしています。

美添部会長 数字を で選ぶのではなくて、自分自身で数字を記入するレイアウトになっているので、選択肢の項目は増やせるということですね。

総務省（高見課長） はい。ここが1桁になるか2桁になるかで若干設計が変わります。

美添部会長 お手元に資料があったら確認をしていただければわかりませんが、確かにこの項目がうまく活用できれば誤解も減るでしょうし、より精度の高い格付が可能かもしれません。ただ、個人的には、試験調査もまだ不十分な段階で大きな変更は危険ではないかという気もします。

総務省（高見課長） 変更しなくても大丈夫という分類の専門家からのお墨付きがあれば、それはそれでよいことと思います。

美添部会長 そんなことはあり得ないと思います。改善の余地を残しておく方が賢明だとは思いますが、先ほどから繰り返しておりますように、これほど重要な調査を試験調査が不十分なままに実施して、不安定な結果が得られるというのが、一番避けるべき結果だと思いますので、多少とも保守的な判断が必要だろうと思います。

総務省（高見課長） それと、もう一点、これは次回、最終的にどうするかを決めるときの参考情報としてお聞きいただきたいのですけれども、事業所を対象とする調査におきましては、このように欄を2つ3つ設けて産業を決めるということが可能ですが、世帯を対象とした調査ではそれが不可能ですので、従来どおり、1つの基準で決める必要があると考えています。

美添部会長 世帯を対象にしたというのは、個人企業という意味ですか。

総務省（高見課長） 例えば、今年実施します住宅・土地統計調査ですとか、今後実施することになります国勢調査等については、大分類はこういう基準で選んで、その中から中小分類はこういう基準で選ぶというような書き方をさせることは不可能です。

美添部会長 要するに、世帯主の所属する産業についてという意味ですね。

総務省（高見課長） はい。ですので、世帯調査に関しては従来どおりの調査の仕方になります。少なくとも今年実施する住宅・土地統計調査についてはそうなります。

美添部会長 具体的に、どういう表現ですか。

総務省（高見課長） 主な産業という形になっていて、その注釈の中で売上高、販売額の最も大きいものという記述になっています。ですので、仮に案1を採用することになりますと、事業所対象の調査と世帯対象の調査では若干基準が異なることになりますので、それは御承知おきいただければと思います。

美添部会長 事情はわかりました。

続きまして、産業分類格付に関連することとして、これまでの事業所・企業統計調査と商業統計及び工業統計調査の結果から、産業分類格付の一致状況について説明を伺います。経済産業省の平野さん、よろしく願いいたします。

経済産業省（平野参事官補佐） 経済産業省産業統計室の平野でございます。よろしく願いいたします。

商業統計・工業統計調査と事業所・企業統計調査の産業分類格付の一致状況ということで、前回の部会で荒井室長の方から商業統計について御説明申し上げたことと同じ内容になりますが、まず、商業統計調査について御説明させていただきます。

なお、平成 19 年商業統計調査の実施によって得られた結果は、平成 18 年事業所・企業統計調査結果の新設事業所情報を活用した結果、商業事業所であったか否かについての確認結果についての御報告でございますので、その点はあらかじめ御了承いただきたいと思ます。

まず、平成 19 年商業統計調査ですが、19 年 6 月 1 日を調査期日としまして実施しております。その実施に当たりまして、調査の効率化、あるいは捕捉率の向上の必要から、その 8 か月前に実施されました事業所・企業統計調査の結果において、卸売・小売業に格付された新設事業所約 20 万件について提供を受けまして、商業統計調査の調査対象に含めて調査を実施してまいりました。

なお、その 20 万件の卸売・小売業に格付された新設事業所のうちですが、商業統計調査が対象外としておりますパチンコ景品交換所、配送センター及び自家用倉庫等については、あらかじめ除いております。

次に、調査の結果について説明申し上げますと、この新設事業所約 20 万件のうち、約 75%に当たる 15 万件が商業統計調査においても卸売・小売業の新設事業所として調査票を回収し、集計しております。

それから、残り約 25%のうち、商業事業所ではあるが、営業所、詰所など、売上高の立たない事業所、あるいは廃業の事業所が 13%ございました。

美添部会長 25%のうちの 13%ですか。

経済産業省（平野参事官補佐） 全体のうちの 13%ということでございます。

それから、医薬品情報を提供するMRや自動車修理業等、サービス業に該当するもので、卸売・小売業以外の他産業に格付されるものが約 4%ございました。

また、デパートの消化仕入れ等の売り場であり、事業所ではないものが約 0.5%含まれていたことがわかっております。

そのほか、休業や改修中ないし未提出分ということで、約 8%ございます。

以上が 19 年商業統計調査において、18 年事業所・企業統計調査の結果を活用した御報告でございます。

次に、工業統計調査と事業所・企業統計調査産業分類の一致状況ですが、この点については、誠に申し訳ございませんが、今の時点で説明申し上げられる結果は持ち合わせておりません。平成 19 年の工業統計調査において、平成 18 年事業所・企業統計調査結果を活用して捕捉漏れのないう調査を行っておりますが、現在、都道府県において審査を行っている段階でございますので、その活用結果については、9 月の速報段階の集計結果の分析を待つ必要がございますということで御報告させていただきます。

以上でございます。

美添部会長 ありがとうございます。

平成 18 年の事業所・企業統計調査から 19 年の商業統計調査にかけて、新設事業所約 20 万が事業所・企業統計調査において商業と格付をされたということで、そのうち単純に卸・小売に該当するものは 75%、15 万である。残りの 5 万の内訳を私はメモを取り損なったんですが、事業所の格付としては商業であるけれども、商業では調査の対象としない事業所が幾つかある。具体的な例は、売上げが立たないもので、百貨店の中とおっしゃいましたか。

経済産業省（平野参事官補佐） そこをもう一度申し上げますと、商業事業所として事業所・企

業で格付されておりまして、そこは正しい格付だと思っておりますが、営業所、あるいは詰所などで、商業事業所であっても販売額が立たないという事業所と、商業統計調査を実施した段階で既に廃業であったという事業所を合わせまして約13%です。

美添部会長 その次の4%とおっしゃったのは何ですか。

経済産業省（平野参事官補佐） それは、調査の結果、卸売・小売業以外の産業です。

美添部会長 これは他産業ですね。

経済産業省（平野参事官補佐） その例としまして、MR、あるいは自動車修理業等のサービス業ということでございます。

美添部会長 単純な足し算として、商業に格付をされていたのが75%プラス13%、少なくとも88%は事業所・企業統計調査の格付手順で商業の格付手順と一致していたという理解でよろしいでしょうか。

経済産業省（平野参事官補佐） そうですね。調査の結果、そういうことが言えると思います。あと、商業統計調査でも事業所・企業統計調査でも同じだと思いますけれども、本来、デパートの売り場の中で消化仕入れの部分は事業所ではなくて、デパートの売上げにそのまま含まれてしまうようなところが実際に事業所扱いになっていた。商業統計調査で確認したら、消化仕入れの売り場であったというのが0.5%ということなので、先ほどの商業以外の産業であったという4%と、この消化仕入れの売り場という0.5%の4.5%が商業と違う格付であったというふうに御理解いただいた方がわかりやすいかなと思います。

あと、未回収の部分、あるいは休業というのが8%ございますので、そこから加工の段階でそれほど変わるとは思えませんけれども、そういうものも含まれているというふうに御理解ください。

美添部会長 明確な説明をいただいたと思われまます。格付の違いとしては4.5%程度という判断になります。

以上を踏まえまして、何か意見ございますか。先ほどの調査票の設計の問題にかかわりますが、多少安心できる材料でありまして、今回の試験調査の結果、客体が記入が難しいということになって、設計を先ほどの表の案の2に戻したとしても、従来の手順と同じ手順であることから、95~96%は正しい結果になると思います。その上で試験調査の結果を見れば、多少は改善の余地があるという理解でよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

それでは、次の問題に移ります。もう一つの積み残し事項ですが、準備調査名簿の整備について、第4回の部会で御意見をいただいています。これにつきまして、調査実施者から資料が提出されておりまして、また、関連として、論点2の(5)その他に、平成21年調査から平成23年調査の準備名簿作成までに名簿情報が劣化するはずだが、その対策についてどうなるかという点について、併せて御説明をお願いします。高見課長、お願いします。

総務省（高見課長） では、資料1に基づいて御説明申し上げます。資料1は、21年調査の準備名簿をどういう手順で作成するかという点に絞った資料となっております。

21年センサスでは、これまでの事業所・企業統計調査の結果だけでなく、商業・法人登記のデータも名簿に加えるということで、これまで作業していたわけですがけれども、具体的には、まず、商業・法人登記からもらってきたデータと事業所・企業統計調査の名簿とを突合いたしました。

簡単に言うと、突合できなかったものについては名簿に加えるということをしてございます。

実際には、機械によりマッチングをかけたところ、第1項の後半に書いてありますように、一致したものが150万件程度あったということでございます。事業所側から見たときに一致しなかったのは530万件ですけれども、これは支所等が入っていますので、もともと登記がないものも含まれているわけです。問題になりますのは、登記の側でどれだけ余りが出ているか、登記の方にしかないデータがどれだけあったかというものが130万件弱という結果になっております。

これをこのまま使いますと、これまでの指摘があったように、空振りとかが起こる可能性がありますので、現在、この127万件をすべて新たに名簿に追加していかどうかの確認作業をしているところです。1つは、法人の本社であっても事業所側にしかデータがなかったものというのは約40万件あります。そこについて、今、あなたのところはどこに本店登記をしていますかという郵送確認調査を行っております。これによりまして、回答があれば、そこで再度マッチングをして、アンマッチの部分減らすことができるということでございます。

この後、それでも登記簿側にアンマッチが残るわけですけれども、そこについて、今度は、葉書を送りまして、その葉書が届いたかどうかを確認するということを行います。これによって、あて先不明とかいうことで戻ってきたものについては、もう既に廃業しているだろうというふうに想定する。あるいは調査員が行ってもつかまえることができない対象でありますので、そこは名簿から除外することを予定しております。

それとは別に、平成18年の事業所・企業統計調査以後に、19年工業統計調査、商業統計調査を行われていますので、そこで新設事業所として把握されたものについては追加します。それから、18年10月以降に登記簿に新たに新設登記されたものについても追加するということを予定してございます。それから、当然、商業・工業での廃業情報も加えることとなります。21年名簿はそのようにしてつくる予定です。

21年以後の名簿の更新につきましても同様に、20年の工業統計調査の結果での新設・廃業をメンテナンスします。それから、21年7月以降も毎月登記の情報を得ることになりますので、それをぎりぎり最新の時点まで更新したものを23年調査の準備調査名簿とすることを予定しております。

それから、23年調査におきましては、産業大分類別に配り分けを行いますので、業種転換があった場合も把握できる限り把握をするということになりまして、例えば、工業統計調査の結果などで業種転換が明らかになったものについては、最新の産業大分類で23年の配り分けができるようにすることを予定しています。

以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いします。資料1については、1回目にも御説明いただいたと思います。特段問題点の指摘はございませんか。

塩路専門委員 資料1についてですか。

美添部会長 資料1と、今後の名簿整備について、23年にかけての名簿劣化対策についてです。お願いします。

塩路専門委員 次回来ないものですから、少し。この件に関しまして、ほかの調査ではどんなふ

うにやっているのかなということがちょっと気になったものですから、例えば、法人企業統計調査というのは、大分性質は違いますが、企業を捕捉しなくてはいけないという面だけは共通しております。去年、その関係の部会も出たんですが、特に名簿づくりが大変だという話が出なかったという記憶もありますので、ほかの調査でどんなことをしているのか。もしほかの調査でもっと捕捉にとっていいやり方をしているのであれば、そのやり方を部分的にでも導入するということがあれば、もう少し効率的に名簿がつくれるのかなと思いましたので、法人企業統計調査については、事務局の方々にメールで1度問い合わせたことがあるんですが、何らかのお答えがいただければ幸いです。

美添部会長 説明をお願いします。

事務局 先生から確かに御質問を受けております。財務省にも確認しましたが、確かに法人を対象として母集団名簿を作成するという目的が法人企業統計調査にはございます。その母集団名簿の作成の仕方を聞きましたところ、まず、法人名簿は2種類ございまして、資本金1億円以上の法人管理名簿、資本金1億円未満については、低階層法人名簿というものを使いまして、それを基本とした上に、更に平成15年からはF A Bネットシステムが起動しておりますので、そこで情報を補完しているということでございます。もっとも、今、高見課長の方から御説明ありました商業法人登記データも併せて使いながら整備を進めているということでございました。

いずれにしても、21年経済センサス - 基礎調査の母集団名簿は今、御説明のとおり作業中なのですが、基本たる行政記録情報というのが商業法人登記データですし、彼らの情報なので、彼らの情報なので、最終的には母集団名簿が整備されたときにはかなり近似的なものができるのではないかと考えております。

それと、もう一点確認したところ、行く行くは経済センサスの21年調査というものの自体が、全体の統計調査の母集団名簿整備なので、勿論、法人企業統計調査の母集団名簿としても活用させていただく方向で検討したい、勿論、段差等が生じたらまずいので、そういったところについては注意しながら使いたいという説明がございました。

以上でございます。

美添部会長 質問の趣旨で回答が得られているでしょうか。

塩路専門委員 確認なのですが、行政記録としては登記関係のデータだけを使っているということですか。

事務局 そこは、だけというところはなかなか難しいのですが、基本的に、主に法人商業登記データを使っているということでございまして、今のところ、それ以外というものは、いろいろ内部的な事情もありましようしということでございます。

美添部会長 残念ながら、今回は計画に含まれていませんし、これから調整をしても名簿は入手不可能だと理解しております。その理解でよろしいですか。

総務省（高見課長） 先ほどの説明で飛ばしてしまいましたけれども、登記簿以外の情報について、ほかにも、例えば、労災保険、雇用保険の適用事業所名簿が存在しまして、そういったものがもしかすると使えるのではないかと、使うと有効なのではないかと考えておまして、それは今、厚生労働省さんとも打合わせをさせていただいていますし、統計委員会の基本計画策定の議論の中でも可能なものは使っていきたいと思いますという候補の1つに挙がっております。23年

に間に合うかどうかという、かなり日程的には厳しいと思いますけれども、将来はそういった登記簿情報以外の行政情報も使っていくことになるかと思っています。

美添部会長 ほかに、この点について、質問等ございますか。特段反対意見ということでもないので、現在できる限りの名簿整備は手続として行われているという理解でよいと思います。

それでは、次に移ります。論点2の(2)の調査事項及び(3)の調査方法については一通り議論をされておりますし、これまでの委員から出された意見に対する回答でも審議をされてきたと理解しております。

(2)調査事項と(3)調査方法、全体を通して何か補足的な質問、御意見がありましたら、お願いします。改めて異議はないものと認めてよろしいでしょうか。

次に、論点2の(4)に集計事項があります。これについては、第1回目の部会で集計事項関連について質問がありました。この件につきまして、高見課長から資料が提出されております。それでは、説明をお願いいたします。

総務省(高見課長) 集計事項に関しましては、前々回の部会で×表をお示したところですが、特に新規調査事項について、視覚的にわかる形で、どんな結果表をつくるのだという御指摘がありましたので、その部分について資料を作りました。資料2をご覧ください。

今回、全く新規事項となりますのは「従産業」と「持株会社か否か」と「決算月」の3点でございます。従産業につきまして3表、持株会社か否か、決算月について、それぞれ2表を新規表として予定してございます。

まず「従産業」についてですが、こちらは3表とも表頭は共通でございます。表頭部分に従産業の大分類を横に並べておまして、そこに単独産業の事業所なのか、複数産業の事業所なのかというのをそれぞれクロスする形で表頭の方は設計しております。

表側の方に何が入るかといいますと、基本的に主産業の小分類を持ってきたものが32、33表でございます。32表については、更にそれに本・支の別、個人・法人の別をクロスする。それから、33表については、従業員規模をクロスするという設計の表をつくることを予定しています。

次のページの34表については、今までの表は都道府県までの表だったわけですが、市区町村についても表があった方がいいということで、市区町村については、小分類、あるいは中分類とのクロスはかなり細かくなってしまいますので、表側の方は大分類で表章しようというふうに考えております。

次が「持株会社か否か」ですけれども、これについては2表用意してまして、18表は産業と企業全体の規模を表側に持ってきて、表頭に純粹持株会社なのか、事業持株会社なのか、そうでないのかを、企業数、事業所数、常用雇用者数を並べたものです。

それから、19表については、子会社の規模をクロスしております。

これらの表については、市町村までの細かい表は必要ないであろうということで、都道府県までの結果表章を予定しています。

最後は「決算月」ですけれども、決算月については、複数回答もあり得るということで、表側に1月から12月までを列挙したものに加えて、年1回なのか、2回以上なのかというのを別途クロスするというのを考えています。表側の方は、産業中分類×22表は資本金階級で区切ったもの、23表の方は企業の常用雇用者規模で区切ったもの、こういった2表を予定しております。22



表については市町村までの表章をしたいと考えております。

簡単ではございますけれども、以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

御質問、御意見等ございますか。菅委員、お願いします。

菅専門委員 教えていただきたいんですけども、国勢調査ですと「不詳」という欄があるわけです。要するに、わからなかったということなんですけど、この場合、恐らく、決算月の記入がなかったとか、そういうケースがあり得ると思うんです。そういう場合、何らかの形で調べて入れるのか、それとも「不詳」を立てるのか、そういうような取扱いについてはいかが考えていらっしゃいますか。

総務省（高見課長） 個々の調査事項に対して「不詳」を最終的に認めるか、認めないかについてはまだ検討中ですけども、勿論なるべくいろんな方法で補足、補完をしたいとは思っていますが、当然「不詳」が残る項目はあると思います。決算月については、恐らく「不詳」が残る可能性があると思います。

美添部会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ございますか。高木委員、地域区分その他について、いかがでしょうか。

高木臨時委員 今、ちょっと別のことを考えていました。

美添部会長 私から確認させていただきたいんですけど、従業者規模、あるいは資本金規模について幾つか基準があるようですが、今回の資料2においても、例えば、従業者区分ですと、1ページの第33表は、1～4人、5～9人、10～29人、30～49人、50～99人という区分になっています。他の表ですと、細かいものが幾つかあるようで、今回の例でも、持株会社か否かの3ページ目にある表は20人が間に入っている。

それから、資本金階級の区分は、ほかの表でどうなっているのか、私も記憶がありませんが、300万、1,000万、1～3億、3～10億となっていますが、このような階級区分について、検討課程を紹介していただけますか。

総務省（高見課長） 実は、この階級区分については、18年事業所と同様というか、表頭項目は別なのですが、資本金階級なり従業者で区切ったときに使っていく分と同じものでございます。従業者の方で2種類あるのは、事業所の従業者数のときの区分の仕方と、企業の常用雇用者数規模のときの区切り方とでこれまでも違って、それを引き継いでいるだけであります。ですので、常用雇用者数の方はゼロ人がありますけれども、従業者数の方にはゼロ人はないということになります。

美添部会長 従業者の方はよくわかります。気になるのは資本金階級ですけども、これは過去どういう区分をしてきたのか、次回、確認させていただけないでしょうか。資本金は時代とともに大きくなってきていますので、階級区分を見直す必要があるわけです。従来からときどき入れ替えてきたと思うんですけども、その経緯を紹介してください。

それと、これは佐々木委員に教えてほしいんですけども、企業として1億円、3億円、10億円という区分はどれほど意味があるのでしょうか。例えば、大会社の定義でしたか、たしか5億円が境界になるはず。そういう需要があったら、この区分では読めないのではないかとこの気もするのですが、その点について、実施者として、従来からどのような検討をされてきた

のか、おわかりになりますか。

総務省（高見課長） 大昔のことは調べてみないとわかりませんが、その上の方の区分については、最近は少なくとも変えていないはずで。下の方は、最近、区切りを細かくしたと記憶しています。

美添部会長 この300万という境界は、平成8年の商法改正で、有限会社が300万円以上、株式会社が1,000万円以上になった、それに対応したものと思いますが、今、また制度が変わりましたので、この区分がどれほど需要があるものか、私にはよくわからない。

総務省（高見課長） 法令などを再度調べます。ただ、18年のときはこれで特段問題なかったと言うべきかどうか、18年のときは既にもう変わっていたのですが、300万より下を更に区分するということはしませんでした。

美添部会長 18年のときはこれでいいんです。最近の会社法の改正で、株式会社、有限会社の区別がなくなって、300万という最低資本金がなくなりました。経緯を確認の上、例えば、財務省の統計がどのように資本金階級を区分しているかなども参考の上、相互比較性という視点から、もう一度、資本金階級について御説明をいただきたいと思います。

総務省（高見課長） わかりました。

美添部会長 ほかにありますか。高木委員、地域区分について。

高木臨時委員 詳細な地域区分の資料をメールで送っていただきまして、わかりました。ただ、ああいう分類が、さっきの資本金階級と同じように、どこかの分類と多分リンクしているんだと思うんです。例えば、国勢調査の分類と、ここでの経済センサスの地域区分の分類と、また、リンクしなければ全く意味がないわけですから、多分、そうなんだろうと推測しています。

総務省（高見課長） 国勢調査でも同じように、例えば、市町村なら市町村、市区なら市区とか、16大都市とか、大都市圏とか、同じ定義で使っております。

高木臨時委員 そうですね。だから、そういう形で、14大都市でしたか、ああいうのは一般的ではないけれども、今、政令指定都市がどんどん増えていますから、やがてまた変わる可能性もあるということだと思います。

私が1つ気になっていることをいいでしょうか。どういうことを気にしているかということ、私はSNAの観点から1つ考えていたんです。SNAの弱点は、データの的に弱いところは、民間非営利団体の推計なんです。経済センサスをやるわけだから、民間非営利団体の基礎データがこの中からどういう形で得られるのかということが気になっていました。今の93SNAはそこまで行っていないんですが、93SNAが今度は改定されて、Revision1という格好で公表されています。今度はそっちの体系にシフトするのか、しないのか、よくわかりませんが、中身を見ていないんですが、そのときに、NPI部門、いわゆる非営利団体部門が多分、表立って出てくるのではないかと思っています。だから、そういう流れが一方であって、せっかく経済センサスをやるわけですから、そういうところに情報が活用できないかなというのが、さっき、ちょっと別のことを考えていたという別のことです。済みません。

美添部会長 今の御質問ですが、対家計民間非営利団体（NPI SH）ですね。93SNAのRevision1でこれについて特段何か新しいことがあると私は聞いていないんですが、私が知らないだけかもしれません。ただ、補足の問題を内閣府に聞こうと思っていました。

内閣府 Revision1の関係も、我々も各項目整理中なんですけど、非営利のところは特段トピックになっているというふうに認識はしていないんですけども、格付とか、あるいはそういう話にはなるのかもしれませんが。いずれにしても、私も手元に何もないのであれなんですけれども、民間非営利団体の計測方法について論点があったのは確かだと思います。だから、投入から積上げ方式ではなくて、そこはひょっとすると論点に出ていたかもしれませんが、確認しないとわかりません。

高木臨時委員 では、確認しておいてください。

内閣府 わかりました。

美添部会長 それは確認をしていただければいいと思います。今回の21年センサスですと、事業所の捕捉という意味では営利・非営利問わず捕捉の対象になっていると思います。実施者で何か、非営利団体について特別な配慮がありますか。

総務省(高見課長) 非営利団体だけに固有の特別なことをする予定はありません。多分、21年調査では正確に格付けをして、その上で、23年調査で、どういう調査事項で経理項目を捉えるかということになると思います。この部会の審議事項ではありませんが、23年調査について言いますと、今、試験調査のための調査事項をどんなものを入れたいかというのを各府省の御協力もいただきながら作りつつあるところでございます。恐らく、そういったものが必要であれば、内閣府から御意見が出てくるものと思っております。

美添部会長 金額の調査をするときに難しいのが非営利団体だと思いますので、それは次回、23年の調査に向けて、しかるべき検討をしていただく。ただし、この部会の直接の審議の対象ではありませんので、これについてコメントは差し控えておきたいと思います。

西郷委員、お願いします。

西郷専門委員 第19表なんですけれども、子会社数の規模のところ、支社2社、3社、4社となっていて、その次にまた1~4社となっているのは、こういう表章をするということなんです。それとも何かの間違いなのか。

総務省(高見課長) ここは小計も入れるということでこのような設計になっていますが、逆に、先に1~4があって、その内訳として1、2、3、4となるのが正しい順番だったかもしれません。

西郷専門委員 親切のために1~4までも載せる。足し算すれば出てくるときには、どちらのかなという感じなんです。

総務省(高見課長) ここでは、おっしゃるように親切のためにということになっています。

美添部会長 並び順は検討の余地があるかもしれません。

ほかに何かございますか。

内閣府 今回、18年調査から、まるっきり名簿のつくり方とかが変わりますので、18年以降の新設事業所となると、例えば、法人登記が入ってきたものとか、従来型から入ってきたものとか、いろいろ入ってきて、懸念しているのは18年と21年の接続をどう考えればいいのか、集計の段階でどういうふうに反映するのか、難しいところはあるんですけども、何らかの形で接続ができるような、集計でもそうですし、名簿の使用でもひょっとすると関係するのかもしれませんが。対案がなくて申し訳ないんですけど、そういうのは何らかの工夫が欲しいというのがユーザー側の

立場でございます。

美添部会長 聞き損なったんですが、18年から21年にかけて、何の接続と言われたんですか。

内閣府 18年の事業所・企業統計調査は、例えば、従業者数、産業別にあったと思うんですが、21年の産業別従業者数、概念としては多分同じものなんですけれども、その伸ばしというのは、そのままそれで伸ばしているのかというのが、その妥当性というか、伸び率というか、間の補完の話です。

美添部会長 産業分類が改訂されたことも前提にしてということですか。

内閣府 分類の改訂も当然間に入っているんで、そこはあるんでしょうけれども、一番大きいのは調査方法が変わっているんで、そのままつなげていいものか。分類の補正をした上での話です。

美添部会長 実施者から。

総務省（高見課長） それは既に配慮してありまして、大分前に内閣府から問題点として御指摘をいただいておりますので、今日の資料にはありませんが、前々回の資料でお付けした ×表の中に、新設・廃業の事業所の状況の表と、それと同じクロスで開設時期の表をつくっておりますので、それを対比することによって、開設時期は古いけれども、新設に挙がってきているものとか、そういったものを差し引き等することによって、新たに登記簿から捉えてきた事業所の数がどのくらいあるかというのは、推計できるように設計したつもりです。

美添部会長 今の話は、従来から存続していた事業所が名簿からわかったときに、それがはっきりわかるような集計をするということですか。

総務省（高見課長） 新設事業所として捉えられた事業所という概念と、調査してみて開設時期が18年10月以後であった事業所というのは、本来であれば同じになるはずなんですけど、そこに差が出てくる。その差の部分が新たに捉えてきた事業所です。

美添部会長 調査方法を変えたという質問は、登記簿情報を使ったのが決定的に違う点で、従来存続していた事業所が捕捉された部分が新設として反映される可能性があるんで、そこを18年と接続のために利用したいということですね。今の回答でいかがでしょうか。

内閣府 ある程度工夫されているということですね。

美添部会長 ほかに問題点があるようでしたら、次回までに事務局経由でも質問を出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、次の論点に移らせていただきます。

論点の最後ですが「経済センサスの実施に伴い廃止とされる各種統計調査との関係」です。この点につきましては、これまでの部会において、商業統計調査においては経産省から回答をいただいておりますし、サービス業については吉田企画官から説明をいただいております。更に補足すべきことがありましたら、御発言をお願いします。

経済産業省（平野参事官補佐） 前々回ですか、内閣府さんから21年商業統計を実施しないことによって、2次統計に影響があるんじゃないかという御質問がありまして、その場でも回答はしているんですが、私共の考えとしては、商業統計を活用している2次統計ですけれども、本調査では産業連関表を作成するために商業マージン算出に使われておりますが、これは事業所の調査事項を活用する、それから、企業の調査事項として仕入額、販売額を活用して商業のマージン率を出すというような活用方法になっておりますが、21年は簡易調査でございまして、これは16年の簡易調査と同程度の調査事項と想定した場合には、確かに産業連関表で簡易調査の結果を活

用しておりまして、商業年間販売額、伸び率を求めている。ただ、商業統計調査のないときは何を使われているかということ、商業販売統計、これも私共で毎月実施しております商業動態調査の結果でございますが、それを基に伸び率を使われているということで、もし簡易調査を実施しなくても、代替統計はありますということが1つ言えると思います。

また、簡易調査は21年、従来周期で行くと、本調査が24年ということでございますが、経済センサスの活動調査が23年に予定されているということで、これまで商業の本調査で把握していた詳細な事項が1年前倒しで把握できるようにされる。かつ、従来、商業統計の場合には年度で把握していたものが、経済センサスでは歴年で把握されるようになりますので、把握される時期というか、把握する実績の内容もかなり早まるということが言えると思います。そういうことを考えた場合に、経済センサス全体の重要な統計調査ということと勘案して、21年の簡易調査を中止することについてはやむを得ないのではないかと考えておりまして、その点を補足説明させていただきます。

美添部会長 私自身が十分理解していなかったことですが、23年の経済センサスと同時に実施される商業統計調査は、1月から12月まで歴年で補足するということですか。

経済産業省（平野参事官補佐） 経済センサスの活動調査の経理項目の捉え方が、産業横断的に歴年というふうに認識しております。

美添部会長 商業統計調査もその期間にする。

総務省（高見課長） 今、同時に実施されるとおっしゃいましたけれども、23年経済センサスの中で実施するということです。

美添部会長 失礼しました。一環としてですね。私の理解がまだ不十分なんですけど、この後、商業統計調査については、どのような計画になっているのか、御説明いただけますか。

経済産業省（平野参事官補佐） その後、実施する商業統計調査の単独調査につきましては、経済センサスの考え方を踏襲する方向で検討はしております。

美添部会長 つまり、歴年にされるということですね。

経済産業省（平野参事官補佐） はい。

美添部会長 実施時期については何か具体的な検討は進んでいますか。

経済産業省（平野参事官補佐） 実施時期というのは、枠組みの議論の中では、一応、中間年25年という整理がされておりますので、その方向で検討していくことになります。

美添部会長 25年は簡易調査ですか、それとも詳細な調査ですか。

経済産業省（平野参事官補佐） 25年は詳細な調査を今のところ考えています。

美添部会長 ありがとうございます。私が十分理解していない部分でした。

大変失礼しました。論点2の(5)その他を飛ばしてしまいました。ここは、2つ事項があります。1つ目は、平成21年調査から23年までの名簿の劣化対策ですが、これについては先ほど議論いたしました。その次の本調査の今後の在り方についてですが、これについては吉田企画官からお願いします。

吉田企画官 今後の本調査の在り方について、どのような検討がされているかということですが、資料3を用意いたしました。

経済センサス - 基礎調査というのは、経理項目の捕捉に重点を置いた、23年に実施予定のセン

サス、活動調査などの母集団情報を整備することを目的の1つとして21年に実施するというものでありまして、これについては、先ほど来、話が出ましたけれども、枠組みの中で整理されたものでありまして、経済センサスの意義、目的の1つであると位置づけられると思います。統計精度の向上に資する母集団名簿の拡充を図るということを踏まえて実施されるということでありませ

す。23年調査の実施後においても、5年周期で経済センサスを実施する、23年を最初の式として5年周期で実施するということではありますが、5年周期で実施する調査の間に経済センサスの枠組みの中で母集団情報の整備のための調査を実施することとし、その内容も含めて、母集団情報の整備の在り方について、各府省等の協力を得て、企画調整のための検討の場を設けて合意形成を行うというふうにされた。

これを受けまして「経済センサス企画会議」が設けられまして、18年5月から動き始めておりました。WG等も設けられ、そこでの検討もされた。例えば、行政記録の活用とか、名簿劣化の防止をするために、登記簿情報のほかに、事業所単位で捉えられる雇用保険情報の活用とか、そういったことが言われている。あとは、個人企業についてもデータを整備する必要があるのではないかとか、調査票の配り分けができるような名簿の作成が必要だとかいうふうな議論がされたということでもあります。

現在の状況を言いますと、統計委員会の下に設置されております基本計画部会、基本計画をつくるための部会でありますけれども、第2WG、あるいは第4WGにおきまして母集団情報の整備を行うということで、経済センサスの果たす役割とか、行政記録情報の活用方策などについても審議されているという状況であります。

美添部会長 どうもありがとうございました。

今の説明に対して、質問等ございますか。無いようでしたら、次に移らせていただきます。

答申骨子案について、できれば審議したかったところですが、時間になってしまいました。お配りしてあります答申骨子案は、前回までの審議結果を踏まえて、事務局と私が作成した仮のものです。これについての説明は、本日は省略させていただきますが、その後の手続についてをお願いします。

吉田企画官 今日、骨子案ということでお示しさせていただいております。部会長の作成されました論点メモは一通り議論が終わったのかなという感じがしております。次回に報告してほしいといった状況はありますけれども、大体、論点としては議論が済んだのかなと思っております。お示ししました骨子案につきましては、統計委員会にこれまで何本か答申を出しておりますけれども、その様式といいますか、スタイルを踏襲した形であります。議論の済んだところ、一応、これで決まりかなというものについては、割と詳しく書いてございますが、今日も含めて、議論されていなかった部分については、P、ペンディングということで、項目だけを立ててあります。次回につきましては、一応、事務局の方で整理したものを部会長と相談させていただいて、内容を埋めた形で、答申案という形でお示しして、それを審議していただくというふうに考えております。

美添部会長 ありがとうございました。骨子案につきまして、御意見等ございましたら、7月11日までに事務局あてに電子メールで御連絡をいただきたいと存じます。

本日の部会の結果概要につきましては、前回6月13日に開催された第5回部会の結果概要と併せて、7月14日に開催が予定されている統計委員会において報告いたします。

それでは、次回部会の開催日程について、事務局からお願いします。

吉田企画官 次回の部会は、前回もお話ししましたが、7月18日ということで予定しておりましたけれども、議論の中で、第2試験調査の結果も見た上でというお話がありましたので、予備日でありました7月25日金曜日10時から、こちらと同じ若松町の庁舎の3階第1会議室で開催をしたいと思っております。

それから、本日、席上配付資料として議事録を置かせていただいております。前回同様でございますが、メール等、手段は問いませんので、事務局の方に7月11日までにお送りいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それから、産業分類の関係でお配りいたしました回収用のものはそのまま置いてお帰りいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

美添部会長 どうもありがとうございました。

本日は以上で閉会といたします。

以上